

社会福祉法人 博悠会 定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 特別養護老人ホームの経営
- (ロ) 軽費老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 老人デイサービス事業の経営
- (ロ) 老人短期入所事業の経営
- (ハ) 生活困難者に対して無料又は低額な費用で介護老人保健施設を利用させる事業の経営
- (ニ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ホ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人博悠会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を長野県上高井郡小布施町大字小布施 10 番地 20 に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員七名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事一名、事務局員一名、外部委員一名の合計三名で構成する。

- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、全ての委員が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、評議員会において別に定める規程の支給基準に従って算定した額を、退任慰労金として支給することができる。

- 2 評議員の実費相当費用については弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事、並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の決議
- (3) 理事、監事及び評議員、並びに評議員選任・解任委員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 理事等の責任の免除
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散の決議
- (8) 合併の承認
- (9) 残余財産の処分
- (10) 基本財産の処分
- (11) 社会福祉充実計画の承認
- (12) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎年度六月に1回開催するほか、必要に応じて開催する。

(招集)

第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第一三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 理事、監事、会計監査人の解任
- (2) 理事等の責任の免除（一部免除に限る）
- (3) 定款の変更
- (4) 解散の決議
- (5) 合併の承認
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第十五条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び当該評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名が、前項の議事録に記名押印する。

第四章 役員及び会計監査人、並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 六名
 - (2) 監事 二名
- 2 理事のうち一名を理事長とする。
- 3 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第一六条 理事及び監事、並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第一九条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第二〇条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第二一条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

- 第二二条 役員に対して、評議員会において別に定める規程の支給基準に従って算定した額を、退任慰労金として支給することができる。
- 2 監事に対して、評議員会において別に定める規程の支給基準に従って算定した額を、監査報酬として実施の都度支給することができる。
- 3 役員の実費相当費用については弁償することができる。
- 4 前項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。
- 5 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

- 第二三条 この法人に、職員を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

- 第二四条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第二五条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
- (1) 評議員会の日時及び場所、並びに議題・議案の決定
 - (2) 理事長の選定及び解職
 - (3) 重要な財産の処分及び譲受けの承認
 - (4) 多額の借財の承認
 - (5) 施設長の選任及び解任
 - (6) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の承認
 - (7) コンプライアンス（法令遵守等）の体制の整備
 - (8) 計算書類及び事業報告等の承認
 - (9) 理事会による役員、会計監査人の責任の一部免除
 - (10) その他重要な業務執行の決定

(招集)

第二六条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二七条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 第1項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第二八条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は前項の議事録に記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二九条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の四種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 土地

1. 長野県長野市大字大豆島字市兵衛島 360 番 1	872.00 平方メートル
2. 長野県長野市大字大豆島字市兵衛島 360 番 3	1984.01 平方メートル
3. 長野県長野市大字風間字宮河原 691 番	505.00 平方メートル
4. 長野県上高井郡小布施町大字小布施字大日堂 10 番 20	1103.78 平方メートル
5. 長野県中野市大字片塩字松崎 58 番地 23	8400.01 平方メートル
6. 長野県長野市大字大豆島字市兵衛島 378 番 1	247.00 平方メートル
計 6 筆	13111.80 平方メートル

(2) 地上権

1. 長野県長野市大字大豆島字市兵衛島 359 番 3	805.46 平方メートル
2. 長野県長野市大字大豆島字市兵衛島 359 番 4	21.00 平方メートル
3. 長野県千曲市大字粟佐字幅下 1177 番	1133.00 平方メートル
4. 長野県千曲市大字粟佐字幅下 1180 番	1112.00 平方メートル
5. 長野県千曲市大字粟佐字幅下 1181 番	399.00 平方メートル
6. 長野県千曲市大字粟佐字幅下 1182 番 4	121.71 平方メートル
7. 長野県千曲市大字粟佐字幅下 1191 番 4	119.00 平方メートル
8. 長野県千曲市大字粟佐字幅下 1191 番 8	80.00 平方メートル
9. 長野県長野市大字柳原字東団 2080 番 11	828.89 平方メートル
10. 長野県長野市大字柳原字東団 2080 番 10	103.06 平方メートル
11. 長野県千曲市大字上徳間字古屋敷 333 番	231.56 平方メートル

12. 長野県千曲市大字上徳間字古屋敷	334 番	652.81 平方メートル
13. 長野県千曲市大字上徳間字古屋敷	334 番 2	17.32 平方メートル
14. 長野県千曲市大字上徳間字古屋敷	335 番	811.31 平方メートル
15. 長野県千曲市大字上徳間字古屋敷	336 番	858.42 平方メートル
16. 長野県千曲市大字上徳間字古屋敷	337 番 1	955.47 平方メートル
17. 長野県千曲市大字上徳間字古屋敷	337 番 2	256.47 平方メートル
18. 長野県千曲市大字上徳間字古屋敷	338 番	1501.39 平方メートル
19. 長野県長野市吉田四丁目 576 番 45		469.52 平方メートル
20. 長野県長野市吉田四丁目 576 番 8		491.28 平方メートル
21. 長野県長野市吉田四丁目 576 番 38		431.86 平方メートル
22. 長野県上高井郡小布施町大字小布施字大日堂 10 番 3		1102.00 平方メートル
23. 長野県長野市大字富竹字弘誓 118 番 1		56.05 平方メートル
24. 長野県長野市大字富竹字弘誓 118 番 6		5697.83 平方メートル
25. 長野県長野市大字富竹字弘誓 120 番 1		196.59 平方メートル
	計 25 筆	18453.00 平方メートル

(3) 建物

1. 長野県長野市大字大豆島字市兵衛島 360 番地 3、359 番地 3、360 番地 1		
長野県長野市大字風間字宮河原	691 番地	家屋番号 360 番 3
	一階	2616.01 平方メートル
	二階	2501.37 平方メートル
	三階	1845.77 平方メートル
	地下一階	163.36 平方メートル
	計 1 棟	7126.51 平方メートル
2. 長野県千曲市大字粟佐字幅下 1177 番地・1180 番地・1181 番地		家屋番号 1177 番
	一階	1353.59 平方メートル
	二階	1375.31 平方メートル
	地下一階	115.82 平方メートル
	計 1 棟	2844.72 平方メートル
3. 長野県長野市大字柳原字東団 2080 番地 11		家屋番号 2080 番 11
	一階	460.34 平方メートル
	計 1 棟	460.34 平方メートル
4. 長野県千曲市大字上徳間字古屋敷 337 番地 1・334 番地・335 番地・336 番地		
	338 番地	家屋番号 337 番 1
	一階	1547.21 平方メートル

二階	1453.50 平方メートル
計 1 棟	3000.71 平方メートル

5. 長野県長野市吉田四丁目 19 番地 45

家屋番号 576 番 45

一階	103.76 平方メートル
二階	198.24 平方メートル
三階	195.04 平方メートル
計 1 棟	497.04 平方メートル

6. 長野県下水内郡栄村大字豊栄字久保 2141 番地、2137 番地 1、2138 番地、
2140 番地、2144 番地 1、2144 番地 2、2148 番地 1、2148 番地 2、2149 番地、
2150 番地、2151 番地、2152 番地

家屋番号 2141 番

一階	2582.41 平方メートル
二階	1748.04 平方メートル
三階	69.50 平方メートル

附属建物の表示

符号 1	290.40 平方メートル
符号 2	108.00 平方メートル
計 3 棟	4798.35 平方メートル

7. 長野県長野市吉田四丁目 576 番地 38、576 番地 8

家屋番号 576 番 38

一階	508.13 平方メートル
計 1 棟	508.13 平方メートル

8. 長野県上高井郡小布施町大字小布施字大日堂 10 番地 20、10 番地 3

家屋番号 10 番 20

一階	1005.36 平方メートル
二階	659.15 平方メートル
三階	408.61 平方メートル
地下一階	162.00 平方メートル
計 1 棟	2235.12 平方メートル

9. 長野県長野市大字富竹字弘誓 118 番地 6、118 番地 1、120 番地 1

家屋場号 118 番 6

一階	1191.34 平方メートル
二階	1605.80 平方メートル
三階	1541.41 平方メートル

附属建物の表示

符号 1	8.10 平方メートル
計 2 棟	4346.65 平方メートル

10. 長野県中野市大字片塩字松崎 58 番地 23

家屋番号 58 番 23

一階	4143.36 平方メートル
二階	184.00 平方メートル
計 1 棟	4327.36 平方メートル

- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第三七条に掲げる公益を目的とする事業及び第三八条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第三〇条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、長野県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、長野県知事の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第三一条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第三二条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三三条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第二条の三十九に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第三四条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第三五条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第三六条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第七章 公益を目的とする事業

（種別）

第三七条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

第八章 収益を目的とする事業

(種別)

第三八条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、次の事業を行う。

(1) 不動産貸付業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第三九条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和三三年政令第一八五号）第一三条及び平成一四年厚生労働省告示第二八三号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第九章 解散

(解散)

第四〇条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第四一条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第十章 定款の変更

(定款の変更)

第四二条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、長野県知事の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を長野県知事に届け出なければならない。

第十一章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四三条 この法人の公告は、社会福祉法人博悠会のホームページに掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四四条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

- 1 この法人の設立当初の役員、評議員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	荒木勝博		
理事	荒木智子	監事	若林健史
〃	田中初美	〃	池田富子
〃	田中達郎		
〃	町田志げ子		
〃	阿部民子		
〃	町田五一郎		
〃	小林道夫		
〃	師岡千恵子		
〃	徳竹春近		

- 2 この定款は平成29年4月1日より施行する。
この定款は平成30年5月1日より改定施行する。
この定款は令和2年10月1日より改定施行する。

社会福祉法人博悠会 理事名簿

(02.4.1現在)

氏名	就任期間 (当初就任年月日)	職業又は勤務先事業の内容 (役職)	現在までの主な福祉等に係る経歴	判断理由	代表権の有無
					親族等特殊関係人の状況
荒木 智子	01年6月28日から 03年6月定時評議員会まで (9. 6. 28)	社会福祉法人 博悠会 (理事長)	【理事長】	学識経験者	有
				
徳竹 春近	01年6月28日から 03年6月定時評議員会まで (9. 6. 28)	徳竹司法書士事務所 (司法書士)	・長野県司法書士会LS ながの副支部長 ・グリーンアルム福祉会 評議員経験者	地域の代表 学識経験者	無
				
塚原 美佐子	01年6月28日から 03年6月定時評議員会まで (21. 7. 1)	塚原社会保険労士事務所 (社会保険労務士)		地域の代表 学識経験者	無
				
小林寿代	01年6月28日から 03年6月定時評議員会まで (29. 4. 1)		・社会福祉法人南長野福祉会 ・社会福祉法人博悠会	地域の代表 福祉経験者	無
				
若林 史子	01年6月28日から 03年6月定時評議員会まで (29. 4. 1)	若林会計事務所		地域の代表 学識経験者	無
				
増山 久佳	01年6月28日から 03年6月定時評議員会まで (29. 4. 1)	小山乗馬倶楽部 (乗馬インストラクター)	インストラクター資格保有者 日本スポーツ協会指導者資格保有者	学識経験者	無
					理事長の長女

社会福祉法人博悠会 監事名簿

(02.4.1現在)

氏名	就任期間 (当初就任年月日)	職業又は勤務先事業の内容 (役職)	現在までの主な福祉等に係る経歴	判断理由	不適格事項への該当
					親族等特殊関係人の状況
持田 宏	01年6月28日から 03年6月定時評議員会まで (23. 7. 1)	飯山中央市場株式会社 (常務取締役)	・(株)八十二銀行支店長 ・小布施町大島区分館長	地域の代表	無
				
神田 厚夫	01年6月28日から 03年6月定時評議員会まで (01. 6. 28)	神田税務会計事務所 (税理士)	特定非営利活動法人 北信ふくしMねっと理事	地域の代表 学識経験者	無
				

社会福祉法人博悠会 会計監査人名簿

(02.4.1現在)

氏 名	就任期間 (当初就任年月日)	職業又は勤務先事業の内容 (役職)	現在までの主な福祉 等に係る経歴	判断理由	不適格事 項への該 当
					親族等特 殊関係人 の状況
山崎 友揮	01年6月28日から 03年6月定時評議員会まで (29. 5. 27)	山崎公認会計士事務所 (公認会計士)		学識経験者	無
				

社会福祉法人博悠会 評議員名簿

(02.4.1現在)

氏名	就任期間 (当初就任年月日)	職業又は勤務先事業の内容 (役職)	現在までの主な福祉等に係る経歴	判断理由	社会福祉法40条への該当
					親族等特殊関係人の状況
三井静江	01年6月28日から 03年6月定時評議員会まで (12.7.1)	(株)信光経営センター役員		地域の代表 学識経験者	無
				
長田智佐	01年6月28日から 03年6月定時評議員会まで (15.7.1)	長田歯科クリニック役員		地域の代表	無
				
丑山真弓	01年6月28日から 03年6月定時評議員会まで (15.7.1)	主婦	・西三才区福祉健康副委員長 ・古里住民自治協議会福祉委員	地域の代表	無
				
竹内桂子	01年6月28日から 03年6月定時評議員会まで (15.7.1)	わたうち薬局勤務 (介護相談指定薬局)	・長野市薬剤師会在宅医療相談部長 ・長野県薬剤師会介護保健部員	地域の代表	無
				
荒木美津子	01年6月28日から 03年6月定時評議員会まで (29.4.1)	長野市成人学校着物着付け講師	・古里公民館運営審議会委員	地域の代表	無
				
大西 かつ子	01年6月28日から 03年6月定時評議員会まで (29.4.1)	定年退職	・介護老人保健施設施設長(～H22.3) (看護師)	地域の代表 福祉経験者	無
				
青木 千代紀	01年6月28日から 03年6月定時評議員会まで (29.4.1)	自営業	・大俣区長 ・民生委員	地域の代表	無
				

■介護職員等特定処遇改善加算算定に係る職場環境要件の提示

賃金以外の処遇改善に関する実施項目について以下に提示します。

分類	職場環境要件に係る取り組み実施状況
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)
	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
労働環境・処遇の改善	雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
	ICT活用(ケア内容や申し送り事項の共有(事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む)による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等)による業務省力化
	子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備
	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
その他	介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
	障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
	地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
	非正規職員から正規職員への転換